

「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部改正並びに関係告示案」
に対する意見募集へのJEMA提出意見

○意見提出先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

○意見案の公示日：2023年2月8日（水）

意見募集期間：2023年2月8日（水）～2023年3月9日（木）

JEMA 意見提出日：2023年3月9日（木）

○提出意見

技術者制度見直し方針を踏まえ、技術検定の受検資格の見直し等のパブコメ内容について賛同いたします。その上で、より実効性のある制度となるよう、以下に意見提出いたします。

【意見1】

(該当箇所)

2. 概要(1)【一級の第二次検定】第4項及び第5項 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、……

(意見)

「二級の第二次検定に合格した後に一級の第一次検定に合格した者」とありますが、二級の第二次検定について、【二級の第二次検定】の第2項に記載されたケースでは、二級の第二次検定合格前に一級の第一次検定を合格しているケースも想定されることから、【一級の第二次検定】については、「二級の第二次検定に合格し、かつ、一級の第一次検定に合格した者」とすることを要望します。

【意見2】

(該当箇所)

2. 概要(1)【一級の第二次検定】第1項 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験5年以上

及び、【二級の第二次検定】第1項 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第一次検定に合格した後、同検定種目に関し実務経験3年以上

(意見)

一次検定受検時点で実務経験年数を問わず、門戸を広げていただいたことはありがたいです。しかしながら、すでに相当程度の実務経験を積んだ未受検者に対して、一次検定合格『後』の実務経験しか認めないことは、検定合格の前後で実務経験を差別することとなることから、担い手確保・育成の観点から合理的ではないと考えます。また、未受検者の受検意欲をそぐことも予想されます。つきましては、未受検者が検定受検までの業務の中で、監理技術者又は主任技術者の指導の下で業務の経験を積むことを通じて、基礎的な知識及び能力を身に付けて業務を行ってきた貴重な実務経験についても受検の要件として認め

ていただきたく、受検前後にかかわらず、「受検しようとする第二次検定と同検定種目に関し実務経験〇年以上」とすることを要望します。

【意見 3】

(該当箇所)

別紙 2 及び別紙 3 表中 電気工事施工管理に関して

(意見)

現状は第一種電気工事士試験合格後に実務経験を積んで第一種電気工事士免状の交付を受けた者については「実務経験年数は問わず」受検可能ですが、改正案においては「第一種電気工事士試験合格後、電気工事施工管理に関し 5 年以上の実務経験を有する者」もしくは「…合格後、特定実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を有する者」となっており、受検要件が厳しくなっています。また同様に、現状は電気主任技術者免状を受けた者については「交付後ではなく通算の実務経験年数として 1 年以上」ですが、改正案においては「一次試験に合格した後電気工事施工管理に関し 1 年以上の実務経験を有する者」となっており、受検要件が厳しくなっています。つきましては、両資格ともに、免状を受けたものについては、現状と同様の要件となるよう見直しを要望します。

【意見 4】

(該当箇所)

2. 概要 (2) 一部免除を受けることができる者及びその範囲

(意見)

・土木・建築のみ制度が制定となっていますが、それ以外の検定種目についても、担い手確保の観点及び不公平解消の観点から、現行制度における指定学科制度のように、必要な知識を修得できる学部・学科を対象に、優遇措置を受けることができる範囲を広く設けていただくことを要望します。

【意見 5】

(該当箇所)

2. 概要 (6) 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和 なお書き部分

なお、本要件緩和は指定建設業及び電気通信工事業以外の建設業において適用する・・・

(意見)

同文章の下の表には、指定建設業に関する検定種目が記載されていますので、本要件緩和は検定種目のある指定建設業及び電気通信工事業を対象としたものと認識しますが、記載されている文章では、指定建設業と電気通信工事業「以外」の建設業となっており、指定建設業も電気通信工事業も、本要件緩和の対象外のように見えます。つきましては、本要件緩和の対象は、土木・造園、建築、電気、管の各工事であることがわかるような記載としていただくことを要望します。また併せて、電気通信工事だけ対象から除外されるのも不公平と思われるため、電気通信工事についても対象に含めていただくことを要望します。

【意見 6】

(該当箇所)

技術検定該当箇所全般

(意見)

受検要件が複雑化しており、受検資格の有無(受検者がどの条件に合致しているのか)の確認が困難となる恐れもあることから、例えば、図示化や番号付与等の工夫等により、受検要件の明瞭化を要望します。

以上